

インドネシア 税制 「その他税制」 詳細

1. 付加価値税 (PPn)	
(1) 付加価値税の概要	1
(2) 税率	1
(3) 付加価値税が課税されない物品・サービス	1
(4) 付加価値税の実施細則等	3
(5) その他関連規定	6
2. 奢侈品販売税 (PPnBM)	
(1) 奢侈品販売税の概要	7
(2) 税率	7
3. 土地・建物税	9
4. 物品税	9
5. その他	9

1. 付加価値税 (PPn)

(1) 付加価値税の概要

付加価値税は日本の消費税に該当するもので、インドネシア国内で課税対象の物品やサービスの引き渡し、輸出入、権利移転等が行われた場合に課税される。付加価値税は最終的に消費者が負担するが、企業にその徴収と納税義務が課せられているため、企業は税務署で課税事業者として登録することが必要である（年間売上高48億ルピア以上の企業の場合）。登録企業は、取引ごとに起票する税務伝票（Faktur Pajak）を集計して納税額を計算する。

(2) 税率

付加価値税の税率は10%

- ・ 但し、政令により5%から15%の範囲で増減可能
- ・ 物品の輸出については税率0%が適用されるが、国内企業が外国に所在する企業に対してサービスを提供するサービス輸出は、内容によって0%になるものと通常税率（10%）が課されるものがあり注意が必要。

(3) 付加価値税が課税されない物品・サービス

① 物品

- a. 鉱物資源（直接採掘できるもの）：原油、天然ガス、石炭、鉱石等
- b. 基本必需品（米、粳、トウモロコシ、サグ、大豆、塩、精肉、卵、畜産乳、果物、野菜）。2017年8月15日付け財務大臣規定2017年第116号(No. 116/PMK. 10/2017)

には消費用砂糖とイモ類、香辛料も挙がっている。

- c. ホテル、レストラン等で提供される飲食物（その場で消費されるか否かを問わず、ケータリングで供されるものを含む）

＜付加価値税が課税されないケータリングの要件＞

2015年2月2日付財務大臣規定 2015年第18号（No. 18/PMK. 10/2015）により

- ・ 注文者が希望する場所で飲食できるように用意（料理）し、保存、提供の為に道具やプロセスを完全に用意するもの。
- ・ 希望する場所での食事の提供は、道具や手伝いがなくとも行えるもの。
- ・ ケータリングの届出から切り離せない飲食物の提供。
- ・ 店舗やキオスクで飲食物を直接或いは注文を受けて販売する場合は課税。

- d. 貨幣、金塊、有価証券

- e. 特定の輸送機器

＜付加価値税が免除される輸送用機器＞

2019年7月4日付政令 2019年第50号により、国軍や国家警察のほか、特定の事業に使用される水上・水中・空を航行する輸送機器や鉄道、スペアパーツ等の輸入、引き渡し、これらの主にレンタルのようなサービスの引き渡しや利用にかかる付加価値税は徴収されない。取得から4年のうちに当初の目的と異なる使用や他者への譲渡が発生した場合、不徴収のVATの納税義務がある。

②サービス

- f. 医療サービス
- g. 福祉サービス（孤児院、消防、救急、葬儀等）
- h. 切手を使用する郵便サービス
- i. 金融サービス
- j. 保険サービス
- k. 宗教サービス
- l. 教育サービス
- m. 芸術・遊興サービス

＜付加価値税が免除される芸術等サービスの要件＞

2015年8月12日付財務大臣規定 2015年第158号（No. 158/PMK. 010/2015）にて、付加価値税が免除される芸術・遊興サービスには、芸術家や遊興職業家により行われる全てのサービスが含まれるとし、映画、芸術・音楽・舞踊・ファッションの公演、ビューティ／ボディビル・コンテスト、展示会、サーカス、競馬・オートレースなどの競争、スポーツ、カラオケ・ディスコ等を挙げた。

- n. 広告宣伝用でないテレビ・ラジオ放送サービス
- o. 陸海の公共輸送、国際航空サービス

＜付加価値税が免除される国外海運事業者への特定港湾サービス＞

2015年10月1日付政令2015年第74号により、港湾事業者が行う外国海運事業者に対するドッキング・サービス、パイロット・サービス、遅延サービス、係留サービス、積み下ろしなど船舶あるいは貨物サービスの付加価値税は免税される。船舶がインドネシア国内の港間の運送を行っていないこと、船舶事業者の所在国で同等の扱いがされていることが条件。港湾事業者がこれら免税サービスのために支払った仕入税は貸記出来ず、港湾事業者は便宜による免税の旨のスタンプを押印した税額票を発行する。

p. 人材サービス

＜付加価値税が免除される労働分野サービス＞

2012年6月7日付財務大臣規定2012年第83号（No. 83/PMK. 03/2012）により、非課税の労働分野サービスとは、労働サービス、労働斡旋サービス、労働訓練サービスと定められている。

q. ホテルサービス

r. 政府機関の公共サービス

＜上水サービスの付加価値税免除＞

2015年6月23日付政令2015年40号にて、上水提供サービスの付加価値税を免除。水道会社は免税の旨のスタンプを押印した税額票を発行する。上水提供に関わる仕入れ税は貸記出来ない。

s. 駐車場サービス

＜付加価値税が免除される駐車場サービス＞

2012年7月17日付財務大臣規定2012年第122号（No. 122/PMK. 03/2012）により、駐車場保有者あるいは駐車場経営者が利用者から料金を徴収して駐車する場所を提供する駐車場提供サービスは付加価値税が非課税であるが、駐車場保有者により保有あるいは用意された駐車場を出来高払いまたは報酬の形で得る駐車場経営者による駐車場経営サービスには付加価値税が課税されるとされている。

t. 硬貨式公共電話サービス

u. 郵便為替の送金サービス

＜付加価値税が免除される簡易住宅・寮＞

2019年5月20日付財務大臣規定2019年第81号（No. 81/PMK. 010/2019）により、政府の補助金がつく簡易住宅、労働者や従業員、学生向けの簡易寮、労働者用の簡易住宅、被災者用の住宅の引き渡しにかかる付加価値税は免除される。土地・建物面積、価格、譲渡制限等の条件がついている。

(4) 付加価値税の実施細則等

①2010年4月5日付財務大臣規定2010年第80号（No. 80/PMK. 03/2010）

- a. 付加価値税の納付は課税期間終了後の翌月末の申告書提出前まで
 - b. 自ら製造・建設等をする事業に伴う付加価値税の納付は課税期間終了後の翌月 15 日まで
 - c. 無形財使用、輸入サービスにかかわる付加価値税の納付は課税月の翌月 15 日まで
 - d. 上記 a. ～c. の付加価値税の申告書の提出は課税期間終了後の翌月末まで
- ②2010年3月31日付財務大臣規定 2010 年第 76 号 (No. 76/PMK. 03/2010、2011 年 1 月 24 日付財務大臣規定 2011 年第 18 号 (No. 18/PMK. 03/2011)、2013 年 7 月 5 日付財務大臣規定 2013 年第 100 号 (No. 100/PMK. 03/2013) で改定)
- 滞在期間 2 カ月未満の外国人訪問客を対象に、指定の小売店における物品購入で課税された付加価値税を申請により還付することを規定。1 小売店で同日に 1 通の税額票で税額 50 万ルピア以上、出国前 1 カ月以内に購入された場合に限る。小売店は所定フォームの特別税額票を発行する。
- ③2010年3月31日付財務大臣規定 2010 年第 72 号 (No. 72/PMK. 03/2010)
- 付加価値税の過払いは翌期に繰越して相殺、あるいは会計期末に還付を申請することができる。操業準備中等の場合は月次で還付申請が可能。低リスク納税事業者への過払い税の暫定還付については、2010 年 3 月 31 日付財務大臣規定 2010 年第 71 号 (No. 71/PMK. 03/2010) に規定。付加価値税の暫定還付申請に添付する書類は、2014 年 9 月 23 日付租税総局長規定 2014 年第 25 号 (No. PER-25/PJ/2014) により、輸出申告書 (PEB/PEJ)、売上・戻りの VAT 伝票 (FP)、輸入申告書 (PIB) および納税証明 (SSP)、仕入税、同 Retur のハードコピーとされている。
- ④2010年3月31日付財務大臣規定 2010 年第 70 号 (No. 70/PMK. 03/2010)
- 特定のサービスの輸出に対する付加価値税率は 0% (課税基礎は請求額)。所定フォームによる申告書の作成が必要。
- ⑤2013年12月20日付財務大臣規定 2013 年第 197 号 (197/PMK. 03/2013)
- 年間売上高が 48 億ルピアを超えない事業者は付加価値税課税業者 (PKP) として登録するかしないか選択できる。
- ⑥2010年10月6日付租税総局長規定 2010 年第 44 号 (No. PER-44/PJ/2010) および租税総局長規定 2010 年第 45 号 (No. PER-45/PJ/2010)
- 付加価値税申告書の 2011 年版様式 (フォーム 1111) とその申告要領について。新申告書は財務省租税総局ウェブサイトのアプリケーション・ダウンロードのページ (Direktorat Jenderal Pajak Download Aplikasi Pajak、<http://www.pajak.go.id/aplikasi-perpajakan>) で確認できる。
- ⑦2010年3月24日付租税総局長規定 2010 年第 13 号 (No. 13/PJ/2010)
- 付加価値税の税額票の様式と作成・訂正等の要領について。新税額票は財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak Peraturan、<http://ketentuan.pajak.go.id/>) で確認できる。

なお、通信会社・電力会社・水道会社・証券会社・銀行の請求書、輸出／輸入申告書、Airway Bill、港湾サービスの販売ノートなどは、付加価値税の税額票とみなされるその他の文書とされている。対象は、2019年7月2日付租税総局長規定2019年第13号（No. PER-13/PJ/2019）にリストアップされている（2019年8月31日から発効）。財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak Peraturan、<http://ketentuan.pajak.go.id/>）で確認できる。

⑧2012年1月4日付政令第1号

- a. ジョイント・オペレーションは、その名前で課税商品・サービスを提供する場合、課税業者として登録しなければならない。
- b. 競売での付加価値税の課税は、商品所有者の税額票発行で行われる。
- c. 取引契約には少なくとも課税基礎額、税額が記載されなければならない。明記されていない場合は、契約書にある価格が課税標準価格とみなされる。
- d. 付加価値税が商品価格の一部となっている場合（内税）の計算は、価格に10/110を掛けたものとする。
- e. 付加価値税を納付・申告したにもかかわらず、その販売代金が回収不能になった場合には、納付済み或いは経費として計上した税金は調整できない。
- f. 取引が外貨で行われた場合、課税額は税額票を発行する時点で有効な財務大臣決定のレートで換算する。
- g. 未操業で商品販売も未済の企業でも、資本財の仕入れに関わる税金は貸記出来る。
- h. 関税地域外からの無形固定資産あるいは課税サービスの利用開始前に支払いが行われた場合の付加価値税の発生時点は支払い時点である。
- i. 事業活動を複数の場所で行う課税業者は、文書で租税総局宛に通知する事により、1カ所あるいは複数の付加価値税義務履行地を選択することができる。当該1カ所あるいは複数の事業地は集中的に販売の管理を行う義務がある。
- j. 税額票を作成しなければならない時点から3カ月が経過してから作成された税額票は認められず、貸記もできない。

⑨2012年11月22日付租税総局長規定2012年第24号（No. PER-24/PJ/2012）

自社で管理してきたVAT税額票の通し番号は、2013年4月1日以降、管轄税務署から番号の発給を受けるという新たな管理制度に移行した。VAT税額票を発行する者は、管轄税務署に申請して起動用コードとパスワードの取得が必要。

また、VAT税額票に署名する者の署名の見本は管轄税務署に届けなければならない、当該者の身分を証明する書類（KTP、パスポート、運転免許書等）の当局認証済みコピーを添付することが義務付けられた。

⑩2013年8月27日付財務大臣規定2013年第122号（No. 122/PMK. 011/2013）

一般教材、聖書、宗教書の付加価値税は免除される。文部省の認定及び租税総局の決定書が必要。

⑪2014年2月10日付財務大臣規定2014年第31号 (No. 31/PMK. 03/2014)

課税事業者で未だ生産に至っていない企業は、資本財の取得あるいは輸入に掛かる仕入税の貸記ができる（生産開始前に取得した資本財を除く課税商品、あるいは課税サービスの支出にかかる仕入税は貸記できない）。生産に至っていない課税事業者は各課税期間で過払い税の還付を申請できるが、その後生産まで3年、販売まで1年とする特定期間を経過した後も生産に失敗した場合には、貸記し還付を受けた仕入税を返納しなければならない。

⑫2013年11月11日付財務大臣規定2013年第151号 (No. 151/PMK. 03/2013)

バーコードのついた電子VAT税額票の使用が始まった。2015年7月からはジャワ島およびバリ島で操業する、VAT課税業者として登録している会社はすべてこの電子VAT税額票に切り替えなければならない。今後、段階的に全国で導入される。

会社は税務署で登録し電子認証を受けた後、租税総局が用意したアプリケーションあるいはシステムを通じて、電子税額票を作成する。このアプリケーション／システムはダウンロードできるもので、VAT申告書と一体となっている。

⑬2015年11月2日付政令2015年第81号

ポリオ・ワクチンや簡易住宅、礼拝所の建設、銀細工用棒状・粒状銀材料、電気料金や水道料金、牛肉、飼料、陽極泥など、政府が戦略的物資と位置付けているものには、VATの免除または不徴収とされている。

(5) その他関連規定

①音声・映像製品の付加価値税納付済証ステッカーについて

財務大臣決定2004年第174号 (No. 174/KMK. 03/2004) および租税総局長決定2004年第81号 (No. KEP-81/PJ./2004)

(2004年5月1日から施行)

カセットテープ、VCD、DVD、LD、VHS、コンピュータソフト等に記録された音声・映像製品の配給または貸し出しを行う場合は、租税総局長が認定する付加価値税（VAT）納付済みステッカーを録音・製造業者が一括購入し製品に添付する必要がある。カセットテープ、CD、VCDの標準販売価格は、インドネシア語、外国語および混成（8種類）の分類ごとにそれぞれ8千ルピアから5万ルピアの間で設定された。税率は標準販売価格の10%。ただし、DVD・LDカラオケ（VCDカラオケはステッカー使用）、一般学習・言語学習・宗教関連のものは例外で、ステッカー貼付の必要はなく、通常の手続きでVATが課税される。なお、ロイヤルティの支払い、ラベル製作費、録画費用、制作費、広告費の仕入れ税は控除できる。

②輸入映画にかかるVATの課税基礎

2011年7月13日付財務大臣規定2011年第102号 (No. 102/PMK. 011/2011)

特定の品目については、課税基礎として特定の価額を採用することが財務大臣規定2010年第75号（No. 75/PMK. 03/2010）で定められているが、輸入映画については、輸入時、および輸入業者から映画館運業者への引き渡し時に徴収されるVATの課税基礎を1コピーあたり1,200万ルピアとすることが定められた。なお、輸入映画の輸入時に徴収される所得税 PPh-22 の課税基礎は輸入額（CIF+輸入関税額）とする。

2. 奢侈品販売税（PPnBM）

(1) 奢侈品販売税の概要

奢侈品販売税とは、政府が贅沢品と定める物品やサービスの引き渡し、輸入に対して課せられる税金である（課税は一度のみで以降は発生せず）。

(2) 税率

10～200%

①自動車の税率（2014年3月19日付政令2014年第22号）

<10%>

- ・四輪車（定員10～15名、ガソリン・ディーゼル車、排気量等の制限なし）
- ・四輪車（定員10名未満、ガソリン・ディーゼル車、セダン・ステーションワゴン以外、1,500cc以下、4×2駆動）

<20%>

- ・四輪車（定員10名未満、ガソリン・ディーゼル車、セダン・ステーションワゴン以外、1,500cc超2,500cc以下、4×2駆動）
- ・四輪車（定員3名超6名まで、ガソリン・ディーゼル車、ダブルキャビン、排気量制限なし、4×2・4×4駆動、5トン以下）

<30%>

- ・四輪車（定員10名未満、ガソリン・ディーゼル車、セダン・ステーションワゴン、1,500cc以下）
- ・四輪車（定員10名未満、ガソリン・ディーゼル車、セダン・ステーションワゴン以外、1,500cc以下、4×4駆動）

<40%>

- ・四輪車（定員10名未満、ガソリン車、セダン・ステーションワゴン以外、2,500cc超3,000cc以下、4×2駆動）
- ・四輪車（定員10名未満、ガソリン車、セダン・ステーションワゴンおよび4×4駆動のセダン・ステーションワゴン以外、1,500cc超3,000cc以下）
- ・四輪車（定員10名未満、ディーゼル車、セダン・ステーションワゴンおよび4×4駆動のセダン・ステーションワゴン以外、1,500cc超2,500cc以下）

<50%>

- ・ゴルフカート（全タイプ、仕様問わず）

<60%>

- ・ 二輪車（250cc超500cc以下）
- ・ 特殊車両（雪上車、ビーチ車両、山岳車両等）

<125%>

- ・ 四輪車（定員10名未満、ガソリン車、セダン・ステーションワゴンおよび4×2駆動もしくは4×4駆動のセダン・ステーションワゴン以外、3,000cc超）
 - ・ 四輪車（定員10名未満、ディーゼル車、セダン・ステーションワゴンおよび4×2駆動もしくは4×4駆動のセダン・ステーションワゴン以外、2,500cc超）
 - ・ 二輪車（500cc超）
 - ・ 住居用、キャンプ用のトレーラー、キャラバン
- （注）ディーゼル車にはセミディーゼル車を含む

さらに、2014年4月14日付財務大臣規定2014年第64号（No. 64/PMK. 011/2014、2017年3月31日付財務大臣規定2017年第33号（No. 33/PMK. 010/2017）にて変更）に以下の実施細則がある：

- （a）奢侈品税の課税基礎額は販売価格或いは輸入価額。
- （b）税率50%および60%（ただし、特殊車両を除く）の奢侈品税は課税基礎額に以下の比率を掛けて算出する：
 - ・ 75%：ハイブリッド・バイオ等先進テクノロジー車、燃費20km～28km/リッター、エコ四輪車開発参加決定書及び課税便宜エコ四輪車決定書を有している者
 - ・ 50%：ハイブリッド・バイオ等先進テクノロジー車、燃費28km/リッター超、エコ四輪車開発参加決定書及び課税便宜エコ四輪車決定書を有している者
 - ・ 0%：排気量1,200cc以下、燃費最低20km/リッター、ディーゼルは1,500cc、エコ四輪車開発参加決定書及び課税便宜エコ四輪車決定書を有しており、適正販売価格も認められた者
- （c）奢侈品税はCKD車、シャーシー、貨物車、排気量250cc以下の二輪車、16人乗りの乗り合い自動車には課税されない。
- （d）救急車、霊柩車、消防車、護送車、公共バス、プロトコル車、軍・警察使用車両は奢侈品税が免除される。免除決定書（SKB）が必要。
- （e）免除手続きの詳細は総局長規則により定める。

②その他品目の税率

（主なもの、2017年3月1日付財務大臣規定2017年第35号（No. 35/PMK. 010/2017、2019年6月10日付財務大臣規定2019年第86号（No. 86/PMK. 010/2019）で変更）

<20%>

・300億ルピア以上の高級住宅、アパート、コンドミニアム、タウンハウス、その他同様のもの

<40%>

- ・気球
- ・銃弾

<50%>

- ・公用／商用以外の飛行機、ヘリコプター
- ・軍用以外の銃火器

<75%>

- ・国用・公共輸送向け以外のクルーザー、遊覧船、フェリー、ヨット

3. 土地・建物税

課税基準：政府発表の土地の標準価格（NJOP）に応じて課税基準額が決まる。

<課税基準額>

- ・NJOPが10億ルピア以下の場合：NJOPの20%
- ・NJOPが10億ルピア超の場合：NJOPの40%

納税額＝課税基準額×0.5%

4. 物品税

2007年法律第39号（物品税法）に規定

<物品税課税品> タバコ、酒類

- ・消費を管理する必要があるもの
- ・流通を監視する必要があるもの
- ・社会や環境にネガティブな影響を与える可能性があるもの
- ・正義と公正のために課税する必要があるもの

5. その他

(1) 2007年国税通則法の改正

2007年7月17日付法律2007年第28号にて、1983年第6号国税通則法の3回目の改正を行った（2008年1月1日より有効）。

国税通則法は、各種納税や税務処理の手順、罰則について定めたもの。納税者は税務署に登録して納税者番号（NPWP）や納税事業者認証番号（PKP）を取得した上で、月次および年次申告書を定められた期限までに提出して納税を行うのが基本的な手順である。

納税は申告制。これに対して税務署は調査を行い、誤った計算や処理がなされたと見なされる申告等に対して納税不足を指摘すること等があるが、課税年度の期間終了後5年で時効となる。

税務署が納税者の申告とは別の税額決定を下し、納税者がこれを不服とする場合は、税額決定書の送付日付から3カ月以内に税務署へ異議を申し立てることができる。ただし、異議申し立てにあたり、納税者が納得する金額で事前に納付することが義務づけられている。異議が却下された場合は、未払い税額の50%の罰金が科される。

税務署で異議が却下されたことに不服の場合は、さらに税務裁判所へ提訴することができる。提訴する納税者には判決の時まで異議申し立て決定に基づく納税の延期が認められ、異議却下による罰金も提訴時点では科されない。ただし、提訴で未払い税があるという判決が下されれば未払い額の100%相当の罰金が科される。

(2) 株主・役員 of 納税者番号 (NPWP) の記載義務

2003年2月14日付租税総局長回状2003年第2号 (No. SE-02/PJ. 42/2003)

会社の株主・出資者、取締役および監査役で課税所得のある者は、納税者番号 (NPWP) を会社の年次納税申告書 (SPT) に記載することが義務付けられている。ただし、海外に居住、あるいはインドネシアに12カ月中で183日以上居住せず、インドネシアでの事業活動あるいは恒久的施設でないところからの所得がある者は除く。また、夫と資産・所得を分離する取り決めをしていない配偶者、あるいは18歳以下でかつ未婚の子供が株主/役員となっている場合は、それぞれ夫あるいは父親の納税者番号を記載する。

一方、税務コンサルタントの支援を得ている場合は、そのコンサルタントの住所、氏名、納税者番号を記載しなければならない。

(3) 過払い税の還付についての基本手順

2005年3月21日付租税総局長回状2005年第12号 (SE-12/PJ./2005)

過払い税の還付に際しては、まず本社・支店に係わらず税の滞納がないことを確認。その上で還付申請書、納税額決定通知書、過払い暫定還付書、異議申し立ての結論、行政制裁金の減額あるいは取り消し決定を基に過払い税還付命令書を発行し、その後1ヶ月以内に還付しなければならない。従来、過払い税の還付申請による税務調査で追徴金が科され、全額還付されない等の問題が頻発していたが、最近の税務調査では指摘事項に対する論理的説明を行うことで、こうした問題は減少する傾向にある。

なお、2018年4月12日付財務大臣規定2018年第39号 (No. 39/PMK. 03/2018) により、法人所得税年次申告書にて10億ルピア以下の還付請求をする者については暫定還付の対象とし、所得税については最高3ヶ月以内に、付加価値税については1ヶ月以内に過払い税額暫定還付決定書が発行される。当初は付加価値税期間申告書にて10億ルピア以下の還付請求する付加価値税課税業者も暫定還付の対象になっていたが、2018年6月8日付租税総局長規定2018年第15号 (No. PER-15/PJ/2018) で対象から外された。

(4) 税務の委任

2014年12月18日付財務大臣規定2014年第229号（No. 229/PMK.03/2014）

納税者は従業員あるいは税務コンサルタントに税務の特定の内容について特別委任状を出すことができる。委任内容は原則一つの税目、一つの期間。納税者番号の登録と課税業者の登録は委任の例外。委任を受ける者の要件は以下の通り：

- ① 従業員の場合は、正規雇用の従業員であり、従業員の給与から源泉徴収される所得税（PPh-21）の書類で証明できる。
- ② 従業員の場合は、税務の講習等を受け受講証明書を持つ、あるいは学歴で税務の Diploma III 以上の卒業証書を持つ。
- ③ 税務コンサルタントの場合は、実務許可を保有している。
- ④ 納税者番号を保有し、年次申告書を提出済みである。

以上